

除草面積を算定する際の留意点について

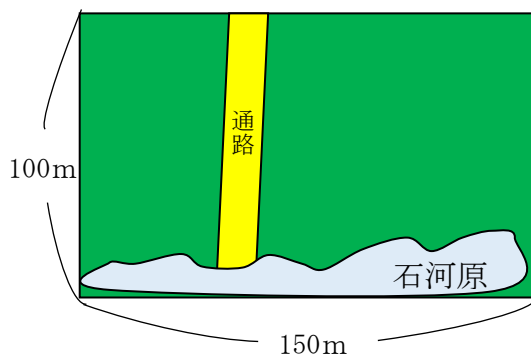
報償費の算定基礎となる除草面積を土木事務所へ提出するにあたり、次の式を満たしていただくよう、よろしくお願いいたします。

$$\text{実際の除草面積} \geq \text{報償費の算定基礎となる除草面積}$$

実際の除草面積に不確実性が伴う多くの場合にあつては、次のような算定方法が考えられます。

例1 まず、一定のエリアを設定し、そのエリアの面積に、実際の除草面積を確実に下回ると言えるだけの十分な安全率をかけて、報償費の算定基礎となる除草面積を算定する方法。

$$\text{一定のエリアの面積} \times \text{安全率} = \text{報償費の算定基礎となる除草面積}$$



<考え方>

(1) 控除する面積の割合を見積もる
通路部分と石河原部分は、全体の3割を十分下回ると推定されるので、3割を控除することとする。

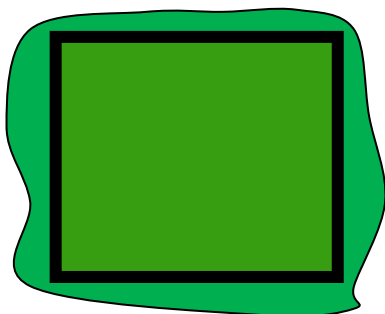
(2) 安全率を算出

$$1 - 0.3 = 0.7$$

(3) 報償費の算定基礎となる除草面積

$$100\text{m} \times 150\text{m} \times 0.7 = 10,500 \text{ m}^2$$

例2 実際の除草面積内に十分収まる一定のエリアを設定する方法。



<考え方>

実際の除草面積をはみださない四角形の面積を、報償費の算定基礎となる除草面積とする。

ご不明な点などがございましたら、土木事務所までご相談ください。